総（庶）第１１１９号
令和５年１１月２７日

三重県土地家屋調査士会
会長　川　井　一　浩　殿

津地方法務局長　澤　田　竜　彦

働き方改革推進のための法務局及び地方法務局における窓口対応時間の導入について（依頼）

貴会におかれましては、平素から法務行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国家公務員の働き方改革の推進については、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成２６年１０月１７日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和３年１月２９日一部改正）等において、政府全体で取り組むこととされており、法務省においても、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホウムプランープラスＯＮＥ－）～ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の実践を目指して～」（平成２８年３月３１日法務大臣、公安審査委員会委員長、公安調査庁長官決定、令和３年４月１日改正）等に基づき、着実に働き方改革の推進を通じた職員のワークライフバランスの実現に努めているところです。

今般、その一環として、令和６年１月４日から、別添のとおり、窓口対応時間を導入することとしました。

つきましては、既に日本土地家屋調査士会連合会会長宛てに法務省民事局総務課長から依頼いたしておりますが、本取組への御理解・御協力をいただきますとともに、会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

別　添

働き方改革推進のための法務局及び地方法務局における窓口対応時間の導入について

1　法務局職員の働き方改革を推進する観点から、法務局の窓口事務について、全ての利用者との関係で、利用者の任意の御協力に基づき、窓口を開設して対応する時間を午前９時から午後５時までとします。

※　窓口や事務室の出入口等に、午前９時以前及び午後５時以降は窓口対応時間外である旨の掲示等を行います。

※　窓口対応時間外の来庁者（一般の方）には、次回以降は窓口対応時間内に御利用いただくよう御案内した上で、受付等の窓口事務を実施します。

※　人権相談に関する事務、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）に基づく宣誓認証に関する事務並びに公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９２条の規定に基づく選挙供託の申請等に関する事務については従前どおりとします。

※　オンライン申請・請求については従前どおりとします。

2　司法書士及び土地家屋調査士については、オンライン申請等を御活用いただき、業務上の必要がある場合を除き、午後４時から午後５時までの時間帯は窓口の利用を控えるよう御配慮をお願いします。

法務局から土地家屋調査士の皆様へのお願い

法務局の窓口対応時間について

法務局では、令和６年１月４日（木）から、職員の働き方改革を推進するため、各種窓口(※)における対応時間を以下のとおりとします。

業務上の必要がある場合を除き、以下の時間帯での窓口利用にご理解をいただきますよう、お願いいたします。

午前９時から午後４時まで

なお、法務局の主な手続は、オンライン申請・請求が可能となっておりますので、ぜひご利用ください。

法務局ホームページ（オンライン申請のご案内）
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html

※　人権相談に関する事務、DV防止法に基づく宣誓認証に関する事務及び選挙供託に関する事務については、従来どおり、午前８時３０分から午後５時１５分までお取り扱いいたします。

法務省民事局

法務省民事局

働き方改革推進のための窓口対応時間の導入について

1　目的

■ **現状**
- 法務局の窓口事務の取扱時間は職員の勤務時間と一致
- 準備作業や終業作業を勤務時間外に実施せざるを得ない状況
  →**ワークライフバランスを実現する上で解消すべき課題**

法務局職員の働き方改革の更なる推進を図る必要性

■ **導入の趣旨・目的**
- **午前９時から午後５時まで**を**国民一般に法務局等の窓口の利用時間として協力を求める時間（窓口対応時間）**とすることで、勤務時間内に必要な準備作業等を完了できるようにする

働き方改革の更なる推進・ワークライフバランスの実現

2　制度的な整理

- 法務局の窓口事務の取扱時間につき、一般法及び個別法令の定めはない
- 現在の法務局の**窓口取扱時間**を明確に定めた文書はなく、実務上は法務局職員の勤務時間に合わせる取扱いとなっている

→　**窓口取扱時間**は、**各行政機関の裁量によって定めることが可能**
ただし、先行導入機関の導入状況や資格者等の利用者への影響を考慮すると、**窓口取扱時間**の短縮は丁寧な対応を要する

①当初は**窓口取扱時間**を変更せず、まずは利用者の任意の協力に基づく**窓口対応時間**を導入

②①の取組を一定期間実施し、利用者に一定程度定着した後に、**窓口取扱時間**を短縮することを検討

3　対象とする事務

以下の**(1)から(3)までに掲げる事務を除く全ての窓口事務**

(1) 選挙供託の申請等に関する事務
(2) 人権相談に関する事務
(3) DV防止法に基づく宣誓認証に関する事務

4　具体的な運用のイメージ

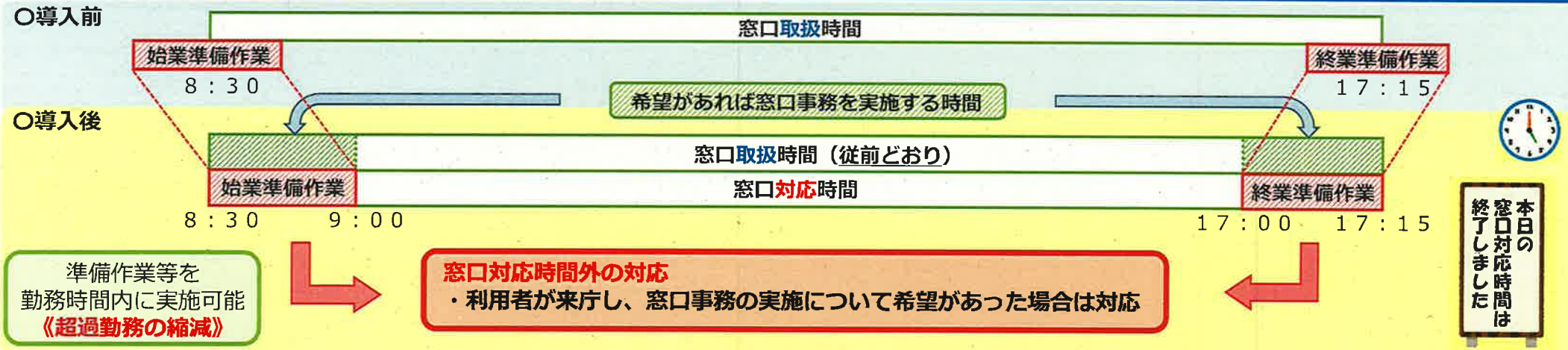

5　実効性を高めるための取組

〇法務局等来庁者への取組

1　運用開始前
- 庁舎内にポスター掲示
- 窓口にチラシを備置き
- オンライン利用の促進
- 庁内放送等による周知

2　開始後（開始前の取組に加えて）
- 事務室入口付近に立札を設置
- BGM等による周知
- 次回以降の利用時の協力依頼

〇関係団体等への協力依頼
- 司法書士会・土地家屋調査士会
  →業務上の必要がある場合を除き、窓口の利用は午後４時までとすることについて協力を依頼
- 裁判所、税務署、地方公共団体等

〇国民一般への周知
- 法務局HPやSNSを利用した周知



6　運用開始時期等

- 開始時期は、令和６年１月４日（木）
- 本取組については、その実施状況を踏まえ、法務局等の職員の働き方改革の更なる推進のため、必要な見直しを検討する